

## e 知財コートに向けて



杉村萬国特許法律事務所  
弁護士 岡本 岳

昨年、裁判官を定年退官し、弁護士として再起動しました。裁判官時代、知的財産高等裁判所が設立される際には審決取消訴訟の審理要領の作成に関与させていただき、東京地方裁判所知財部でも特許権侵害訴訟の審理要領の作成に関与させていただきました。これらの審理プラクティスを整備していくことによって、知的財産に関する裁判は、より利用しやすいものになったと考えています。

ところで司法統計によると、審決取消訴訟の新受件数は減少傾向にあり、知財民事訴訟の新受件数はほぼ横ばいの状況にあります。我が国では民事訴訟の全分野においてプラクティスの改善が試みられてきているにもかかわらず、過払金等事件を除いた新受件数はほぼ横ばいの状況ですが、その原因は裁判が利用しやすいかどうかだけにかかっているわけではなさそうです。できるだけ裁判による解決を回避したいという国民性が影響しているのかもしれませんが、しかし、裁判が利用しにくく、また、裁判による解決が納得のいかないものであったとすれば、利用者としては裁判によって問題を解決しようという意欲が起きないでしょうから、私たち裁判に携わる者としては、より利用しやすく、かつ、より良い裁判が実現できるよう、いつも心がけていなくてはならないと思っています。

裁判は、言うまでもなく国の重要な社会基盤の一つで、その働きの良し悪しは国の競争力に大きく影響すると言ってよいでしょう。しかしながら、我が国では裁判のIT化が遅れており、この遅れがビジネス環境の見劣りにつながるおそれがあると指摘されています。折しも知財戦略本部の昨年6月12日付け「知財推進計画2018」では、現状と課題として「既存の知的財産権制度について、新しい時代に対応できるものとなっているか、時代遅れの利用しにくい制度になっていないかという観点から検討を行い、制度及び運用について必要な見直しを行うことが重要である」、施策の方向性として「我が国における民事訴訟手続等のIT化については諸外国のそれに比べて不十分であるという指摘を踏まえ、迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、利用者の利便に資することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなど、民事訴訟手続等のIT化の検討を進める」とされています。また、同月15日に閣議決定された”未来投資戦略2018-「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革に向けて-”では、「IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革(イノベーション)を通じて、